令 和 7 年

松戸市議会3月定例会議案

2月21日提出

(2分冊の2)

松 戸 市

(2分冊の2)

議案第83号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	111頁
議案第84号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて(確認申請等手数料等関係)	114頁
議案第85号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて(宅地造成等に関する工事の中間検査の申 請手数料関係)	148頁
議案第86号	松戸市教育振興審議会条例の制定について	152頁
議案第87号	松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改 正する条例の制定について	155頁
議案第88号	松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について	157頁
議案第89号	松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	159頁
議案第90号	松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の制定について	161頁
議案第91号	松戸市自殺対策推進会議条例の制定について	163頁

議案第92号	松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	166頁
議案第93号	松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選 考委員会条例の制定について	171頁
議案第94号	松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	174頁
議案第95号	松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	177頁
議案第96号	松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定に ついて	180頁
議案第97号	松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正 する条例の制定について	184頁
議案第98号	松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	186頁
議案第99号	松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定に	100T
	ついて	189頁
議案第100号	契約の変更について	195頁
議案第101号	教育委員会委員の任命について	197頁

議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について

199頁

議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦について

200頁

議 案 第 83 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及 び私立学校法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前 (市民税の申告) 第29条 (略) 2~7 (略) 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある

と認める場合には、新たに第14条第1項第3号 又は第4号に掲げる者に該当することとなった者 に、当該該当することとなった日から60日以内に、 その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務 所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、 事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第2条第 15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。) (法人番号を有しない者にあっては、名称、代表 者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の 所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等 の所在)、当該該当することとなった日その他必 要な事項を申告させることができる。

(教育等の用に供する固定資産について固定資産 税の非課税の規定の適用を受けようとする者がす べき申告)

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の 固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所において直接教育の用 に供するものに限る。)について同項本文の規定 改正後

(市民税の申告)

第29条 (略)

2~7 (略)

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要がある と認める場合には、新たに第14条第1項第3号 又は第4号に掲げる者に該当することとなった者 に、当該該当することとなった日から60日以内に、 その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務 所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、 事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第2条第 16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。) (法人番号を有しない者にあっては、名称、代表 者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の 所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等 の所在)、当該該当することとなった日その他必 要な事項を申告させることができる。

(教育等の用に供する固定資産について固定資産 税の非課税の規定の適用を受けようとする者がす べき申告)

第71条 法第348条第2項第9号、第9号の2 第71条 法第348条第2項第9号、第9号の2 若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の 固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所において直接教育の用 に供するものに限る。)について同項本文の規定 の適用を受けようとする者は、土地については第 1号、第2号及び第5号に、家屋については第3 号及び第5号に、償却資産については第4号及び 第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土 地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学 校法(昭和24年法律第270号)第64条第4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置す るもの、医療法(昭和23年法律第205号)第 31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の 10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若 しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法 人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利 型法人をいう。以下この条において同じ。)に該 当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非 営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉 法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保 険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家 公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合 会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、 助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業 療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若 しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公 益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法 人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2 条第1項の博物館(以下「博物館」という。)を 設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団 法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条 において「学校法人等」という。) の所有に属し ないものである場合においては、当該土地、家屋 又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させ ていることを証明する書面を添付して、市長に提 出しなければならない。

(1)~(5) (略)

の適用を受けようとする者は、土地については第 1号、第2号及び第5号に、家屋については第3 号及び第5号に、償却資産については第4号及び 第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土 地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学 校法(昭和24年法律第270号)第152条第 5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置す るもの、医療法(昭和23年法律第205号)第 31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の 10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若 しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法 人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利 型法人をいう。以下この条において同じ。)に該 当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非 営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉 法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保 険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家 公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合 会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、 助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業 療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若 しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公 益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法 人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2 条第1項の博物館(以下「博物館」という。)を 設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団 法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条 において「学校法人等」という。) の所有に属し ないものである場合においては、当該土地、家屋 又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させ ていることを証明する書面を添付して、市長に提 出しなければならない。

(1)~(5) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に 伴い、確認申請等手数料等について整備するほか、所要の改正を行うため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例(昭和27年松戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとお りとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- 号等の全てを削る。 河 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、 $\widehat{\mathfrak{B}}$
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		以出	温温				A A	後	
別表	別表第4 (第2条関係)				別表	別表第4 (第2条関係)			
_	確認申請等手数料					確認申請等手数料			
	事務の種類	区分	金額			事務の種類	区分	金額	
	建築基準法 (昭和 確認の申請 床面積の合計が301件につき	確認の申請	床面積の合計が30	1年にしま		建築基準法 (昭和 確認の申請 床面積の合計が30 1件につき	認の申請	床面積の合計が30	1件につき
	25年法律第20]3	又は計画の	2 5 年法律第2 0 又は計画の 平方メートル以内 <u>6,500円</u>	6,500円		25年法律第20 又は計画の 平方メートル以内 15,000円	ては計画の	平方メートル以内	15,000円
	1号。以下別表第 通知に係る のもの	通知に係る	のもの			1号。以下別表第通知に係るのもの	9知に係る	のもの	
	4において「法」と高	計画に法第	4において「法」と計画に法第床面積の合計が301件につき	1年にしま		4において「法」と 計画に法第 床面積の合計が30 1件につき	ト画に法第	床面積の合計が30	1件につき
	いう。)第6条第1 8	87条の4	いう。)第6条第1 8 7条の4 平方メートルを超 <u>11,500円</u>	11,500円		いう。) 第6条第1 87条の4 平方メートルを超26,000円	37条の4	平方メートルを超	26,000円
	項(法第87条第 の昇降機が え100平方メートル	の昇降機が	え100平方メートル			項 (法第87条第の昇降機が え100平方メートル)昇降機が	え100平方メートル	
	1項において準用含まれない以内のもの	含まれない	以内のもの			1項において準用 含まれない 以内のもの	きれない	以内のもの	
	する場合を含む。)以	場合	床面積の合計が100	- か100 1件につき		する場合を含む。)場合		床面積の合計が100 1件につき	1件につき
	の規定による確認		平方メートルを超 <u>15,000円</u>	15,000円		の規定による確認		平方メートルを超 40,000円	40,000円
	の申請又は法第1		え200平方メートル			の申請又は法第1		え200平方メートル	
	8条第2項 (法第		以内のもの			8条第2項(法第		以内のもの	
	87条第1項にお		床面積の合計が200	- か200 1件につき		87条第1項にお		床面積の合計が2001件につき	1件につき
	いて準用する場合		平方メートルを超 <u>20,000円</u>	20,000円		いて準用する場合		平方メートルを超 <u>50,000円</u>	50,000円
	を含む。)の規定に		え500平方メートル			を含む。)の規定に		え300平方メートル	

以内のもの	<u> 床面積の合計が300</u> 1件につき	<u>平方メートルを超 78,000円</u>	え1,000平方メート	ル以内のもの	床面積の合計が1,01件につき	00平方メートルを 108,000円	超え2,000平方メー	トル以内のもの	床面積の合計が2,01件につき	00平方メートルを 293,000円	超之10,000平方×	ートル以内のもの	床面積の合計が10,1件につき	000平方メートルを 425,000円	超之50,000平方×	ートル以内のもの	床面積の合計が50, 1件につき	000平方メートルを 823,000円	超えるもの	1 上表の床面積の合計は、次の	各号に掲げる場合の区分に応	じ、当該各号に定める面積につ	いて算定する。	(1)~(4) (略)	2 建築物のエネルギー消費性能	の向上等に関する法律(平成2	7年法律第53号)第11条第	1項ただし書の適用を受ける場
よる計画の通知に	対する審査																											
以内のもの		平方メートルを超 35,500円	え1,000平方メート	ル以内のもの	床面積の合計が1,0 1件につき	00平方メートルを 50,000円	超え2,000平方メー	トル以内のもの	床面積の合計が2,01件につき	00平方メートルを 143,000円	超之10,000平方×	ートル以内のもの	床面積の合計が10, 1件につき	000平方メートルを 242,000円	超之50,000平方×	ートル以内のもの	床面積の合計が50,1件につき	000平方メートルを 465,000円	超えるもの	上表の床面積の合計は、次の各	号に掲げる場合の区分に応じ、当	該各号に定める面積について算定	д 5°	(1)~(4) (略)				
よる計画の通知に	対する審査																											

 合 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)の確認申請手数料の額は、この表を適用して得られた手数料の額に、別表第4第11項第1号の表を適用して得られた手数料の額を加算して得られた手数料の額を加算した額とする。 	(略)	法第87条の4に建築設備を小荷物1基につき 29,000円	おいて準用する法 設置する場 専用 昇	第6条第1項の規合(確認済降機以	定による確認の申証の交付を 外の建	請又は法第87条受けた建築築設備	の4において準用設備の計画 小 荷 物 1 基につき 14,000円	する法第18条第の変更をし 専 用 昇	2項の規定によるて建築設備降機	計画の通知に対すを設置する	る審査 場合を除	(° >	確認済証の 小荷物 1基につき 16,000円	交付を受け 専用 昇	た建築設備降機以	の計画の変 外 の 建	更をして建築設備	築設備を設 <mark>小 荷 物 基につき 12,000円</mark>	
	(略)	法第87条の4に 建築設備を 小荷物 1基につき 12,000円	おいて準用する法 設置する場 専 用 昇	第6条第1項の規合(確認済降機以	定による確認の申証の交付を 外の 建	請又は法第87条一受けた建築等設備	の4において準用 設備の計画 小荷物 基につき 7,000円	する法第18条第の変更をし専用昇	2項の規定による て建築設備 降機	計画の通知に対すを設置する	る審査 場合を除	<)	確認済証の小 荷 物 基につき 6,500円	交付を受け 専 用 昇	た建築設備降機 以	の計画の変外の建	更をして建築設備	築設備を設小荷物 1基につき 4,000円	置する場合 専 田 昇

	法第88条第1項工作物を築1基につき	又は第2項におい造する場合	て準用する法第6(確認済証	条第1項の規定にの交付を受	よる確認の申請又けた工作物	は法第88条第1の計画の変	項又は第2項にお更をして工	いて準用する法第作物を築造	18条第2項の規する場合を	定による計画の通除く。)	知に対する審査 確認済証の1基につき	交付を受け	た工作物の	計画の変更	をして工作	物を築造す	
降機	1基につき 13,500円										1基につき 5,500円						
<u>M</u>	工作物を築1:	造する場合	(確認済証	の交付を受	けた工作物	の計画の変	更をして工	作物を築造	する場合を	一 (。) 些	確認済証の1:	交付を受け	た工作物の	計画の変更	をして工作	物を築造す	. !
	通	おいぶ	法第6	条第1項の規定に <mark></mark> の	よる確認の申請又	8条第10	2項にお	る法第	18条第2項の規	計画の通際	審査	K/	7	חוווו	N _O	11.	

(留 2

完了検査申請等手数料 \sim

事務の種類 区分 金額 金額 法第7 完了検査の 床面積の合計が31件につき項 (法第87 条の3 申請又は完0平方メートル以 11,500円 条第1項にお 第1項 了の通知に 内のもの いて準用する の特定 係る計画に 床面積の合計が31件につき場合を含む。) 工程に 法第87条 0平方メートルを 13,500円の規定による 係る建の4の昇降 超え100平方メート は、13,500円の規定による 係る建の4の昇降 超え100平方メート は、13,500円 の規定による 係る建の4の昇降 超え100平方メート は、13,500円 の規定による 係る建の4の昇降 超え100平方メート は、13,500円 の規定による 係る建の4の昇降 超え100平方メート は、13,500円 の規定による 係る建 の4の昇降 超え100平方メート は、13,500円 は、13	
金額 金額 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
て完ここを	中間に対する 米智文 熱に余る部 トル以内のもの
(区分	骸に笨の部
類 法条第の工係 第の一 特 程 る 4	聚物以
事務の種類 区分	中間に対する

14,000円 確認済証の1基につき た工作物の をして工作 交付を受け 計画の変更 物を築造す 5計画の通除く。) る場合 - る審査

完了検査申請等手数料 (留) $^{\circ}$ \sim

	1件につき	27,000円		1件につき	33,000円		
金額	法第7条第1 <mark>法第7</mark> 完了検査の 床面積の合計が3 1件につき	項(法第87 条の3 申請又は完 <mark>0平方メートル以 <u>27,000円</u></mark>	内のもの	いて準用するの特定 係る計画に 床面積の合計が3 1件につき	場合を含む。) <mark>工程に</mark> 法第87条 <mark>0平方メートルを</mark> 33,000円	の規定による 係る建 の4の昇降 超え100平方メー	申請に対する 築物以機に係る部 トル以内のもの
区分	完了検査の	申請又は完	了の通知に	係る計画に	法第87条	の4の昇降	機に係る部
類	法第7	条の3	第1項	の特定	工程に	係る建	築物以
事務の種類	法第7条第1	項 (法第87	条第1項にお第1項了の通知に内のもの	いて準用する	場合を含む。)	の規定による	申請に対する

1件につま	43, 000⊡			1件につき	59,000日				1件につき	92,000円				1件につき	117,000円				1件につき	183,000円				1件につき	284,000円		
床面積の合計が1	00 半カメートル <u>43, 000円</u> を超え200平方メ	一トル以内のも	6	床面積の合計が2 1件につき	00平方メートル <u>59,000円</u>	を超え300平方メ	<u>- トル</u> 以内のも	6	床面積の合計が $\overline{3}$ 1件につき	00平方メートル 92,000円	を超え1,000平方	メートル以内の	もの	床面積の合計が <mark>11件につき</mark>	1,000平方メート	ルを超え2,000平	方メートル以内	のもの	床面積の合計が <mark>11件につき</mark>	2,000平方メート	ルを超え10,000	平方メートル以	内のもの	床面積の合計が1 1件につき	0,000平方メート	ルを超え50,000	平方メートル以
査又は外の建分が含まれ の名等 第 増 − たい、場合	<u>8 米岩</u> 米別に ない場合 (法第 関する	87条第1項完了検	こおいて準用査又は	する場合を含完了の	む。)の規定に通知に	よる完了の通対する	知に対する完完了検	椥																			
	次 <u>第</u> 2 0 項	§ 7 8	におい こおい	する場	む。) (ተ የ	知に対	了検査																			
けが11件につき	アル <u>11,500円</u> カメ			トが2 1件につき	トル24,000円				トが <u>5</u> 1件につき	トル38,500円				1件につき	57,000円				1件につき	128,000円				が1 1件につき	210,000円		
床面積の合計が1	00半カメートル を超え200平方メ	一トル以内のも	6	床面積の合計が2	00平方メートル	を超え500平方メ	<u>トル</u> 以内のも	6	床面積の合計が <u>5</u>	00平方メートル	を超え1,000平方	メートル以内の	もの	床面積の合計が <mark>11件につき</mark>	1, 000平方メート <u>57, 000円</u>	ルを超え2, 000平	方メートル以内	のもの	床面積の合計が <mark>11件につき</mark>	2,000平方メート 128,000円	ルを超え10,000	平方メートル以	内のもの	床面積の合計が1	0,000平方メート 210,000円	ルを超え50,000	平方メートル以
7	はころの	87条第1項完了検	こおいて準用査又は	する場合を含完了の	む。)の規定に通知に	よる完了の通対する	知に対する完完了検															-					
外の強	<u> </u>	比	哲	账	熈	衣	<u> 11</u>	桓																			

		内のもの
		床面積の合計が51件につき
		0,000平方メート 571,000円
		ルを超えるもの
		(器)
	完了検査の	1件につき、完了検査の申請
	申請又は完	又は完了の通知に係る計画に
	了の通知に	了の通知に法第87条の4の昇降機に係
	係る計画に	る部分が含まれない場合の手
	法第87条	数料の額に、当該昇降機につい
	の4の昇降	て、法第87条の4において準
	機に係る部	用する法第7条第1項の規定
	分が含まれ	による申請に対する完了検査
	る場合	又は法第87条の4において
		準用する法 <u>第18条第20項</u>
		の規定による完了の通知に対
		する完了検査の項に掲げる区
		分に応じ、それぞれ同項金額の
		欄に定める額の合計額を加算
		した額
法第7	完了検査の	床面積の合計が31件につき
条の3	申請又は完0平方メ-	0平方メートル以 25,000円
第1項	了の通知に	内のもの
の特定	係る計画に	床面積の合計が31件につき
工権に	法第87条0平方メー	0平方メートルを31,000円
係る建		の4の昇降 超え100平方メー
築物に	機に係る部	トル以内のもの
関する		分が含まれ 床面積の合計が1 1件につき
完了検	ない場合	00平方メートル 41,000円

	I wm	1.1	144	\II		1111	nul	Иml		Lm/l	- 	IVI		Jm⊢										
1件につき420,000円	検査の申請	る計画に	7条の4の昇降機に係	まれない場合の手	当該昇降機につい	法第87条の4において準	7条第1項の規定	完了検査	こないて	第15項	規定による完了の通知に対	検査の項に掲げる区	それぞれ同項金額の	額を加算		こつま	10,500円		こ し い	200日			こ し い	16,500円
1件に 420,00	了檢	涿	の押	£1.13	昇降	4 €	百.	10	条の4	8条	79	真に引	右同	計額		1件に	10, 5		1件	12, 5			1件に	16, 5
計が5 メート もの	帐	の通知に係	040	Ent	当数	※の	/条	女口	7条(_	说.	₹OJ	なみ	る額の合		 1513	トル以		†733	-トルを	X	6	ተ ঠነ1	7
名は、大も	り ま		/条0	何	Ę	8 7	第二) 罪	∞	る法第	규 (棒		り 20 24		(음류	<u> </u>	_	信	<u>/</u>	平方	IØ€	(二 二 二	\ \
内のもの 床面積の合計が5 0,000平方メート ルを超えるもの (略)	1件に	又は完了		る部分が含	数料の額に、		-る法第	よる申請に対する	は法第	p	混ら	完了	分に応じ、	- 定め	麴	床面積の合計が3	力 人	内のもの	床面積の合計が31件に	0平方×.	の4の昇降 <mark>超え100平方メ-</mark>	トル以内のもの	床面積の合計が1	00平方×
内 (略) (略)	11		法第8		数料	Ý	用す	IJ	ХG	準用	の携	9 8	分に		した額	床面	0平方×	内の		計0	甜え		床面	h00
	検査の	は完	知に	計画に		昇降	る部	まれ								査の	は完	知に	画に		昇降	る部	まれ	<Π
	了検	請又は完	了の通知に	係る計	法第8	の4の昇降	機に係る部	分が含	る場合							了検査の	申請又は完	了の通知に	係る計画に	法第8	40	機に係る部	分が含まれ	ない場
	岷	#	<u> </u>	倈	洪	6	쵏	尔	1/0							张		•						<u>な</u>
																第7	03	1項	特定	群に	る建	多に	9	了横
																法等	然	· 無	6	H	쬾	锹	緊	民

1件につき	14につき	110,000円	14につき	1件につ	11年にしま
<u>56,000円</u>	89,000円	110,000円	168,000円	270,000F	
を超え200平方メ ートル以内のも の 床面積の合計が2 00平方メートル を超え300平方メ ートル以内のも の	床面積の合計が <u>3</u> 00平方メートル を超え1,000平方 メートル以内の もの	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内 のもの	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え10,000 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が1 0,000平方メート ルを超え50,000 平方メートル以 内のもの	床面積の合計が5

査 完 通 対 完 査 又 丁 知 す 元 す り に す か 万 ね 塚 万 ね 核

・カメ のも けが21件につき トル 22,000円 ・カメ のも	が <u>5</u> 1件につき ル 36,500円 :カ の	計が1件につき ト <u>53,000円</u> 100平 以内	計が1件につき (一ト <u>120,000円</u> ,000 ル以	+が11件につき — ト <u>200,000円</u> ,000 ル以
を超え200平方メ ートル以内のも の 床面積の合計が2 00平方メートル を超え <u>500平方メ</u> ートル以内のも の	床面積の合計が <u>5</u> 00平方メートル を超え1,000平方 メートル以内の もの	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以内 のもの	床面積の合計 2,000平方メー ルを超え10,0 平方メートル 内のもの	床面積の合計が1 0,000平方メート ルを超え50,000 平方メートル以 内のもの

査 完 通 対 完 査又 丁 知 す 丁 日 す ブ 日 す ブ は ウ に る 検

0,000平方メー ルを超えるもの	— ト <mark>410, 000円</mark> ,の		0,000平方メート <u>556,000円</u> ルを超えるもの
完了検査の 1件につき、		完了検査の	査の 1件につき、完了検査の申請
申請又は完 又は完了の通	§知に係る計画に	区4世	申請又は完 又は完了の通知に係る計画に
了の通知に法第87条の	04の昇降機に係	了の通知に	知に法第87条の4の昇降機に係
係る計画にる部分が含ま	これない場合の手	条る計	係る計画にる部分が含まれない場合の手
法第87条数料の額に、当該昇降機につい	当該昇降機につい		法第87条数料の額に、当該昇降機につい
の4の昇降て、法第87条の4において準	条の4において準	940	の4の昇降て、法第87条の4において準
機に係る部用する法第7	/条第1項の規定	織に条	機に係る部用する法第7条第1項の規定
分が含まれによる申請に	:対する完了検査	- 分が含 - 分が含	分が含まれによる申請に対する完了検査
る場合 又は法第87	/条の4において		又は法第87条の4において
準用する法第	518条第15項		準用する法 <u>第18条第20項</u>
の規定による	5完了の通知に対		の規定による完了の通知に対
する完了検査	fの頃に掲げる区		する完了検査の項に掲げる区
分に応じ、そ	分に応じ、それぞれ同項金額の		分に応じ、それぞれ同項金額の
欄に定める額	§の合計額を加算		欄に定める額の合計額を加算
した額			した額
法第87条の4において準用す小荷物専用昇降1基に	早降1基につき	法第87条の4において準	7条の4において準用す小荷物専用昇降1基につき
る法第7条第1項の規定による <mark>機以外の建築設</mark> <u>13,500円</u>	築設 <u>13,500円</u>	る法第7条第1項の規定に	る法第7条第1項の規定による機以外の建築設41,000円
申請に対する完了検査又は法第備		申請に対する完了検査又は法第 備	法第備
87条の4において準用する法小荷物専用昇降1基に	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	87条の4において準用す	条の4において準用する法小荷物専用昇降1基につき
<u>8条第15項</u> の規定による機	10,500円	第18条第20項の規定による機	よる機 25,000円
完了の通知に対する完了検査		完了の通知に対する完了検査	
法第88条第1項又は第2項に <mark>1基につき <u>12</u></mark>	2,000円	法第88条第1項又は第2項に	項に1基につき 28,000円
おいて準用する法第7条第1項		おいて準用する法第7条第1項	1項
の規定による申請に対する完了		の規定による申請に対する完	
検査又は法第88条第1項又は		検査又は法第88条第1項又は	지다.
第2項において準用する法 <u>第1</u>		第2項において準用する法 <u>第</u>	第1

<u>8条第20項</u> の規定による完了 の通知に対する完了検査	4 中間検査申請等手数料	事務の種類	法第7条の3第中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	1項の規定によ計が30平方メートル以内のもの 24,000円	る申請に対する 中間検査を行う部分の床面積の合 1件につき	中間検査又は法計が30平方メートルを超え100平 30,000円	第18条第28	項の規定による中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	特定工程に係る計が100平方メートルを超え200平 36,000円	工事の終了の通方メートル以内のもの	知に対する中間中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	検査 計が200平方メートルを超え <u>300平 46,000円</u>	<u> カメートル</u> 以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が <u>300平方メートル</u> を超え1, 000 <u> 63, 000円</u>	平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が1,000平方メートルを超え2,0 84,000円	00平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が2,000平方メートルを超え10, 166,000円	000平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が10,000平方メートルを超え5 <u>269,000円</u>	0,000平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき
<u>8条第15項</u> の規定による完了 の通知に対する完了検査	4 中間検査申請等手数料	事務の種類	法第7条の3第中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	1 項の規定によ 計が30平方メートル以内のもの 11,000円	る申請に対する 中間検査を行う部分の床面積の合 1件につき	中間検査又は法計が30平方メートルを超え100平13,000円	第18条第21 カメートル以内のもの	項の規定による中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	特定工程に係る計が100平方メートルを超え200平 17,000円	工事の終了の通方メートル以内のもの	知に対する中間中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	検査 計が200平方メートルを超え500平23,000円	<u> カメートル</u> 以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が <u>500平方メートル</u> を超え1, 000 <u>38, 000円</u>	平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が1,000平方メートルを超え2,0 <u>52,000円</u>	00平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が2,000平方メートルを超え10, 115,000円	000平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき	計が10,000平方メートルを超え5 182,000円	0,000平方メートル以内のもの	中間検査を行う部分の床面積の合1件につき

									1		1							1		ı		1			
556,000円			!	無		1件につき	4,700円		1件につき	9,300円	1件につき	19,800円	1件につき	44,100円		1件につき	79,000円	1件につき	9,100円	1件につき	15,900円	1件につき	25,900円		<u>.</u>
- トルを超える		手数料		床面積の合計					300㎡未満のも 1件につき	6	300㎡以上2,001件につき	0㎡未満のもの 19,800円	2,000㎡以上5,1件につき	000㎡未満のも 44,100円	6	5,000㎡以上の1件につき	もの	300㎡未満のも 1件につき	6	300㎡以上1,001件につき	<u>0㎡未満のもの</u> 15,900円	1,000㎡以上2,1件につき	000㎡未満のも 25,900円	6	
計が50, 000平方メートルを超える <u>556, 000円</u> もの		低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	区分	2 評価方法		-戸建ての住宅			宅等									の部分							•
計が5 もの		新築等		建物の	田途				共同住									非住宅の部分							_
	(屋)	琴 建築物				ア適	低炭素合証等	を添付	アス甲	る法請した	場合														<u>.</u>
	2 ~ 8	低炭素	事務の	種類		都市のア	低炭素	化の促を添付	進に関して申共同住宅等	する法	律第5場合	3条第	1項の	規定に	よ る 認	定の申	難に対	する 番	恒						
<u></u>	Ú	6	•																						•
		<u> </u>																							
361, 000円		<u> О</u> 1	頚	7 万以外	の場合			1件につき	33,100円		1件にしき	37, 000円												1年にしば	17,000円
トルを超える <u>361,000円</u>			金額	適合証イ	添合	して申請	した場合	1件につき 1件につき	4,600円 33,100円		1件につき 1件につき	4,600円 37,000円												₩J	4,600円 17,000円
カメートルを超える 361,000円			金額	7 適合証 7	等を添付	して申請	した場合			<u>もの</u>			<u>もの</u>											₩J	
計が50,000平方メートルを超える <u>361,000円</u> もの			<u>医分</u> 金額	7 適合証 7	を添合	して申請	した場合	建築物エネ 200㎡ 1件につき		性能基準等もの	を定める省 200㎡ 1件につき 1件につき	<u> 令 (平成28 以上の 4,600円</u> 37,000円	年経済産業もの	省・国土交通	省令第1号。	以下この項 	<u>の表におい</u>	<u>ス「得や」ス</u>	紙	0条第2号	及び	<u>(1)によるも</u>		第10200歳1件につき	2号イ末満の4,600円
計が50,000平方メートルを超える <u>361,000円</u> もの				カの 評価方法 床面積 ア 適合証 イ	の合計 等を添付	日中と	した場合	ネ 200㎡ 1件につき				以上の4,600円	年経済産業もの	省・国土交通	<u>省令第1号。</u>	以下この項	<u>の表におい</u>	$\overline{}$	無	7	及び	に み る		第10200歳1件につき	イ末満の4,600円
計が50,000平方メートルを超える <u>361,000円</u> もの	5~8 (略)	9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料		カの 評価方法 床面積 ア 適合証 イ	等を添付	化の促	<u>進に関</u> した場合	建築物エネ 200㎡ 1件につき	<u>律第5 ての住ルギー消費未満の4,600円 33,100円</u>	<u>3条第</u> 宅 性能基準等 <u>もの</u>		以上の4,600円	<u>よる認</u> 年経済産業 <u>もの</u>	定の申 省・国土交通	叔	の番	<u> </u>	$\overline{}$	無	7	及び	に み る		第10200歳1件につき	2号イ末満の4,600円

1件につき 77,600円 1件につき	122,800円	作じつき 55,100円	1件につき 193,800円	1年につま	33,100円 1件につま	37,000円										1件にしま
2,000㎡以上5, 1件につき 000㎡未満のも 77,600円 の 5,000㎡以上1 1件につき	<u>0,000m*未満の</u> 122,800円 <u>もの</u>	<u>10,000m以上2</u> <u>1作につき</u> <u>5,000㎡未満の 155,100円</u> もの	<u>25,000㎡以上</u> 1件につき <u>のもの</u> 193,800円	0㎡未満のも	0㎡以上のも	0										0 200㎡未満のも1件につき
				建築物工木	<u> 以外の </u>	<u>を定める省の</u>	今(平成20年级%	<u>の牛軽消性</u> 業省・国土	交通省令第1年 1年 17年	<u> 1 つ。 </u>	<u>において</u>	一千一 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0条第2号	イ(1)及び口	(1)によるも	<u>の</u> 省令第10
				人 万 一 口	<u>以外の</u> C の 場合 完											
1件につき 18,300円	1件につき 66,700円	1件につき 111,300円			<u>1件につき</u> 189,400円			1件につき	271,500円	1年にしま	31,900円		1年につま	55,000円		
<u>もの</u> 200㎡1件につき 以上の4,600円 もの	0300m ¹ 1件につき <u>イ末満の9,100円</u> + 6	<u>もの</u> 300㎡ 1件につき 以上2, 19,400円			<u>2,000</u> 1件につき ㎡以上 43,300円		丰田 6	5,0001件につき	m以上 77,600円 00±00	<u> </u>	未満の 8,100円		300㎡ 1件につき	以上2, 19,400円 6.6.6.13	<u> </u>	<u> </u>
(2)及び口(2 <u>)もの</u> によるもの 200r 以上(一 中 [(1)&ひ口(1 <u>) もの</u> によるもの 300r 以上2	000m 未諸の	€ Ø	<u>2,000</u> 1件 ㎡以上 _{43,}	5,000	M 未 注 手	5,00	m 加 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和	<u>27.07</u> 省令第1.0300r	2号	(2) 及び口(2) もの	<u> こよるもの 300r</u>	以 上 S	000m #	もの
(2) [<u>[</u> [2]	共同任省令第完等条第できる	<u> (기)</u>								~		(2) 7	<u>ات ا</u>			

	T		I	I		I	1	1	1
17,000円 1件につき 18,300円 1件につき 25,200円	<u>1件につき</u> <u>27,800円</u>	1件につき 66,700円	1件につき 111,300円	1件につき 189,400円	<u>1件につき</u> 271,500円	1件につき 31,900円	1件につき 55,000円	1件につき 99,600円	1件につき 150,700円
条第2号イ <u>の</u> (2)及び口(2) 200㎡以上のも によるもの の 省令第10 200㎡未満のも 条第2号イ <u>の</u>	(1)及び口(2) <u>200㎡以上のも</u> によるもの <u>の</u> 又は同号イ (2)及び口(1) によるもの	<u>300㎡未満のも</u> <u>の</u>	(1)及び口(1) 300㎡以上2,00 によるもの 0㎡未満のもの	<u>2,000㎡以上5,000㎡未満のも</u>	5,000㎡以上の もの	<u>300㎡未満のも</u> <u>の</u>	(2)及び口(2) 300㎡以上2, 00 によるもの 0㎡未満のもの	2,000㎡以上5, 000㎡未満のも の	5,000㎡以上の もの
条第2号イ <u>の</u> (2)及びロ(2) 20 によるもの の 省令第10 20 条第2号イ	(1)及び口(2) によるもの 又は同号イ (2)及び口(1) によるもの	省令第10 条第2号イ	(1)及び口(1) によるもの			省令第10 条第2号イ	(2)及び口(2) によるもの		
		共 同 住 宅等							

1件につき	99,600円		1件につき	150,700円		1件につき	219,800円		1件につき	275,300円				1件につき	355,500円				1件につき	507,300円				1件につき	624,900円
2,0001件につき	mt以上 43,300円 5,000 m未満	<u>のもの</u>	,0001件につき	m ¹ 以上 77,600円	<u>のもの</u>	300㎡1件につき	未満の 8,100円	<u>もの</u>	300㎡1件につき	以上1,15,900円	0 0 0 m	未満の	<u>もの</u>	,0001件につき	<u> ポ以上 25,900円</u>	2,000	ma が未満	<u>のもの</u>	,0001件につき	m以上 77,600円	, 000	m*未満	<u>のもの</u>	,0001件につき	㎡以上 122,800円
2	<u> </u>	<u> </u>	5,	Ш	6	宅省令第103	条第1号に	よるもの	<u></u>	<u> </u>	0	<u># </u>	<u>#I</u>	<u> </u>	Ш	2	<u>u</u>	<u>6</u> 1	2,	Ш	5,	<u>L</u>	6	5,	<u>u</u>
						非住	の部分																		

4000 300m未満のも 1件につき 条第2号イ 0 50,200円 (1)及び口(2)300mが 14につま	によるもの 0㎡未満のもの 84,400円 又は同号イ2,000㎡以上5,1件につき	(2)及び口(1) 000㎡未満のも 146,900円 によるもの の	<u>0㎡以上の</u>	<u>502</u> <u>514, 707日</u> <u>非住宅省令第10 300㎡未満のも 1件につき</u>	ĹĴ	<u>よるもの</u> 300m以上1,001作につき 0m*未満のもの275,300円	1,000㎡以上2,1件につき	000m ³ 未満のも 355,500円	6	2,000㎡以上5,1件につき	000m ³ 未満のも 201,300円	<u> </u>	<u>5,000㎡以上1</u> 1件につき	<u>0,000㎡未満の 624,900円</u>	<u> </u>	10,000㎡以上21件につき	5,000㎡未満の 738,500円	<u> </u>	<u>25,000㎡以上</u> 1件につき	<u>のもの</u> 842,500円	14个建筑物 非企力如公司宁相当缩广企为公司宁
10,000 m [*] 未満 0+,0	10,0001件につき 1件につき ポ以上155,100円 738,500円		<u>のもの</u> 25 0001/#1-つま 1/#1-つま		<u>0000</u>	複 台 建 非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を	の低	低炭素 定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応		進 に 関 て得た額	する法	<u>律第5</u> 5.条第	1項の	<u> </u>	よる 次	更の認	定の申		する審	查	- 地

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に供せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。
- (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第54条第1項の登録住宅性能評価機関(以下」登録住宅性能評価機関」という。)が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する送達第54条第1項各号の基準に適合すると評価(登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。)して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面

	相当額を加算した額
都市の	都 市 の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規
低炭素	低 炭 素定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応
化の促じ、	じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じ
進に関	て得た額
する法	
律第5	
5 条第	
1項の	
規定に	
よる淡	
更の認	
定の申	
謂に対	
する審	
桓	
備考	

- (1)
 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。
- (2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。
- ア
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関)という。)が、認定を求める低

又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限 炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規 律第54条第1項各号の基準に適合すると評価(登録住宅 性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物 同法第53条の規定による認定の申請の前に 定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成 13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能 等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級 これらに類するものとし 6に適合している場合に限る。) の写し ア及びイに掲げるもののほか、 て市長が別に定めるもの 申請者に交付した書面

(留)

建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能適合性判定 \subseteq

建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

		î		
		区 区 文		
事務の種類	建物の	評価方法	床面積の合計	金額
	用途			
築物のエ				
ネルギー消				
の向				
等に関す				
る法律第1				
一項				
3				
条第2項の				
規定による				

			,								
区分	評価方法		建建築物エネル	ての住ギー消費性能	基準等を定め	る省令(平成2	8年経済産業	省·国土交通省	令第1号。以下	この項の表に	おいて「省令」
	建物の	用途	一万建	ての住	侀						
	事務の種類類	<u> </u>	建築物の工	ネルギー消	費性能の向	上等に関す	る法律第1	1条第1項	又は第12	条第2項の	規定による
	金額										
	床面積の合計										
区分	評価方法										

200㎡米浦の1年にしま

金額

床面積の合計

200㎡以上の11件につき

37,600円

もの

33,600円

€0

(留

端のも が以上 が以上 が以上	153,400円 153,400円 153,400円 153,400円 1項第2号イ もの 50,100円 10人以に 300㎡以上2,0 1件につきよるもの又は 00㎡未満のも 84,300円 同号イ(2)及び 0	つ(1)によるも2,000㎡以上1件につき25,000㎡未満146,800円のもの5,000㎡以上1件につきのもの214,600円	非住宅 <u>省令</u> 第1条第 <u>300㎡未満の</u> 1件につき 部分 1項第1号イ <u>もの 223,800円</u> によるもの 300㎡以上1,01件につき 00㎡未満のも 283,900円 の	(報)
<u> </u>	<u> </u>	<u>ロ(1)によるも</u> <u>の</u>	非住宅 <u>省令</u> 第1条第 <u>300r</u> 部分 1項第1号イ <u>もの</u> によるもの 300m ³	
			<u>w 40</u>	
			(上1,01件につき 諸のも283,900円	
			非住宅 <u>建築物エネル</u> 部分 <u>(建 ギー消費性能</u> 築物の <u>基準等を定め</u> 300㎡以上1,01件につき エ ネル <u>る省令(平成2</u> 00㎡未満のも 283,900円 ギー消 8年経済産業の	費性能省・国土交通省 の向上 令第1号。以下 等に関この項の表に する法おいて「省令」 律第1という。)第1 1条第条第1項第1 1項の号イによるも
		:	非部築工洋生物の大工	費の等す律「丁性の足条項」上関法「第の

1件につき 85,600円 1件につき 110,300円	1件につき 22,400円 1件につき 30,300円 1件につき 100,100円 1件につき 148,100円 1件につき 148,100円 1件につき 183,000円 1件につき 183,000円	1件につき
300㎡未満の 1件につき もの 85,600円 300㎡以上1,01件につき 00㎡未満のも 110,300円 の (略)	300㎡未満の もの 22,400円 300㎡以上1,01件につき 00㎡未満のも 30,300円 0 1,000㎡以上1件につき 2,000㎡未満 42,200円 のもの 5,000㎡未満 100,100円 のもの 5,000㎡未満 148,100円 のもの 5,000㎡未満 148,100円 のもの 5,000㎡未満 148,100円 のもの 0もの 25,000㎡未満 183,000円 のもの 0もの 25,000㎡未満 183,000円 のもの 0もの	条第 <u>300㎡未満の</u>
省令第1条第1項第1号口によるもの	番 つ 銀 1 条 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	省令第1条第
	点 家 等	

		1件につま	110,300円					1件につき	30,700円		1件につき	42,700円		1件につき	80,500円		1件につき	127,500円		1件につき	161,000円		1件につき	201,300円	
		300㎡以上1,0 <mark></mark> 1件に	00㎡未満のも	9	(略)			300㎡以上1,0 <mark></mark> 1件につき	00㎡未満のも	6	1,000㎡以上	2, 000㎡未満 <u>42, 700円</u>	のもの	2, 000㎡以上	5, 000㎡未満 <u>80, 500円</u>	のもの	5,000㎡以上1	0, 000㎡未滞 <u>127, 500円</u>	のもの	10,000㎡以上	25, 000㎡未満 <u>161, 000円</u>	のもの	25,000㎡以上	のもの	
6	省令第1条第1項第1号口	によるもの				省令第1条第	1項第1号イ	によるもの																	省令第1条第
非住宅の	部分をいう。以	下この	項の表	におい		<u></u>																			

1 項第 1 号 ロ <u>もの</u> 18,500円 によるもの 300㎡以上1,0 1件につき 00㎡未満のも 26,000円 の 1,000㎡以上 1件につき 2,000㎡未満 36,900円 のもの 2,000㎡水満 93,500円 のもの 5,000㎡水満 140,900円 のもの 5,000㎡水満 140,900円 のもの 10,000㎡水満 175,100円 のもの 25,000㎡未満 175,100円 のもの 25,000㎡未満 175,100円 のもの 25,000㎡未満 175,100円	2007	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	医分 金額 建物の用 評価方法 床面積 適 一戸建ての住宅 1件につ 特 さ、4,7 付 さ、4,7 申 井同住宅等 300㎡ 1件につ 申 井同住宅等 表述の 流 1件につ 本満の き。9,3
	(器)	(2) 建築物エネルギ	上の場 類 社の場 正本ルギ合証 正本ルギ合証 一消費性を添 能の向上して 第に関す話し
1 項第1 号口 300㎡以上1,0 1件につき 000㎡未満のも 30,700円 の 1,000㎡以上 1件につき 2,000㎡未満 42,700円 のもの 5,000㎡大満 80,500円 のもの 10,000㎡以上 1件につき 0,000㎡大満 127,500円 のもの 10,000㎡以上 1件につき 0,000㎡以上 1件につき 0,000㎡以上 1件につき 0,000㎡以上 1件につき 0,000㎡以上 1件につき 0もの 25,000㎡大満 161,000円 のもの 25,000㎡大満 161,000円 のもの 25,000㎡大満 161,000円 のもの 25,000㎡以上 1件につき 0もの	100C 105 COCO	費性能向上計画認定	金額
	(路)	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定	事務の種類 建物の計価方面 類理験の計位に省合第 工ネルギ部分 10条 工ネルギ部分 10条 工ネルギ部分 10条 工ネルギ部分 10条

<u>もの</u> 00円 300㎡ 1件につ 以上2, き 19, 000㎡ 800円 未満の も,の	2,0001件につ m以上 き 44, 5,000100円		<u> </u>	300㎡ 1件につ 未満のき 9,5	<u>もの</u> 00円 300㎡1件につ	以上1, <u>き 16,</u> 000㎡ 400円	未 + 6	<u>もの</u> 1,000 1件につ	<u>㎡以上 き 27,</u> 2,000 <u>100円</u>	m [*] 未満 のもの	2,0001年につ
				非住宅部分							
る法律第場2 9 条第1 項の規定による2 2 条第2 3 条第4 次 十 十	消費性能 向上計画 の認定の	申請に対する審査									
1件につ 900円 1件につ 1件につ 点 372,	14につ は 531, 600円	1件につ き 654, 800円	1件につ 法 774,	000円 1件につ	き 882, 900円	1件につ き 88,1	00日	 110,	<u>300円</u> 1件につ	<u>き</u> 147, 700円	1年につ
(1) 及 300㎡以上1,0 1件につき ドロ(1) 00㎡未満のも 16,400円 こよる <u>の</u> 1,000㎡以上 1件につき 2,000㎡未満 27,100円 のもの	2,000㎡以上 1件につき 5,000㎡未満 81,300円 のもの	5,000㎡以上1 0,000㎡未満 128,700円 のもの	10,000㎡以上 1件につき25,000㎡未満 162,500円	<u>のもの</u> 25,000㎡以上 1件につき	<u>のもの</u> 203,100円	第300㎡未満の 1件につき 条もの 9,500円	山口 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>1 (2) 及 300m以上 1, 0 1件につさび ロ (2) 00㎡未満のも 16, 400円</u>	<u>るの</u> 1,000㎡以上1件につき	<u>2,000㎡未満</u> 27,100円 のもの	2,000㎡以上1件につき
ス(1) スロココロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ						後 0	第 /	□ (Ý Č 7	点 も の		

Mi以上 京 81, 10,000 300円 10,000 14にフ 10,000 14	体にフ 1位にフ 位にフ 位にフ 位にフ 位にフ 位にフ 位にフ 位にフ 位にフ 位にフ
M	1
	首令第10条第 C 2号イ(1)及び口 住(1)によるもの 省令第10条第 2号イ(2)及び口 (2)によるもの
	生 金 分 二 塑 の 宅
	<u> </u>

60 12 10 60 6		0 5	05		N
	[경 등 대	38, <u>38,</u>	17	19, 19,	:につ 69,9 9
100日 100日 146日 146日 146日 146日 146日 146日 146日 146	1件に 時 34 00円	1件に 高 800円	1件に <u>き</u> 17 00円	1件に 00円	14 14 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
81,300円 1件につき 128,700円 1件につき 162,500円 1件につき 203,100円	<u>1件につき</u> 4,800円	1件につき 4,800円	<u>1件につき</u> 4,800円	<u>上の</u> 1件につき 4,800円	<u>1件につき</u> 9,500円
5,000㎡未満 81,300円 のもの 0,000㎡未満 128,700円 0もの 10,000㎡は上 1件につき 25,000㎡未満 162,500円 0もの 25,000㎡以上 1件につき 0ちの 25,000㎡以上 1件につき 0ちの 25,000㎡以上 1件につき 0ちの 25,000㎡以上 1件につき	<u>200㎡未満の もの</u>	<u>及200㎡以上の</u> (1)もの	第 <u>200㎡未満の</u> 1件に <u>条 もの</u> 4,800 号	及 (2) もの る	第 <u>300㎡未満の</u> 条 <u>もの</u> 号
) 及 1 (1) 5 名			
	谷 () 第 ()	イ(1) (金 1 3 3 4 5 7 7	イ (2) (4) (4) (4)	後 C 第
		エびにき	省一第	4054	省 二 第
	一 戸 健				共同住宅等
	<u>住宅部分</u> (建築物 のエネル	ギー消費 性能の向 上等に関 する法律	第11条 第1項の 住宅部分	をいう。 以下この 項の表に おいて同	ي ي

グロ(1) 及300㎡以上2.0 14年につきである。 14年につきます。 グロ(1) 00㎡未満のも20,400円 き 116. もののでは、よるののでは、14年につきます。 14年につきます。 ものののでは、14年につきます。 14年につきます。 ものののでは、14年につきます。 14年につきまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		2号イ(1)及び口未満のき 25,(2)によるもの又もの200円	200m 1件I	<u> </u>		名 2号イ(1)及び口 未満の (1)に、スナの (1)に、スナの (1)に、	寺 (1)によるもの もの 900円 300円 300m 1年につ	以上2,	000 m 6,600 H	 	40	2,0001件につ	<u> </u>	2,0008,200円		<u>のもの</u>	5,0001件につ		<u>のもの</u> 4,500円	<u>省令第10条第300㎡ 1件につ</u>	「一大浦の	
イ(1) 及 300㎡以上2,0 1件につき び 口(1) 00㎡未満のも 20,400円 に よ る の もの 2,000㎡以上 1件につき 5,000㎡未満の1件につき のもの 5,000㎡ 1 0 条 もの 70,400円 第 2 号 イ(2) 及 300㎡以上2,0 1件につき び 口 (2) 000㎡未満のも 20,400円 に よ る の 5,000㎡以上 1件につき もの 2,000㎡以上 1件につき び 口 (2) 000㎡未満のも 20,400円 もの 2,000㎡以上 1件につき かもの 5,000㎡以上 1件につき のもの 5,000㎡以上 1件につき のもの 0もの 81,300円 ま住宅部分認定相当額に住宅部分認 を加算した額 のもの 5,000㎡以上 1件につき のもの 5,000㎡以上 1件につき のもの 5,000㎡以上 1件につき のもの 5,000㎡以上 1件につき のもの 5,000㎡以上 1付にのき ま住宅部分認定相当額に住宅部分認 上計画の認定の申請に対する審査のに応じ、それぞれ同項金額の欄に定め こ応じ、それぞれ同項金額の側に定め こ応じ、それぞれ同項金額の側に定め ご応じ、それぞれ同項金額の	1件につ き 116, 500円 1件につ	高 198, 500円	1年につ	6 <u>284,</u> 500円	1年につ	33,3 33,3 33,3	<u> 14</u> に	(小 57,7		1件につ		400円	1件につ		田006	定相当額		する法律	ギー消費	頃に掲げ	る額に10	
) 及 300㎡以上2,0 1件につき 1 (1) 00㎡未満のも 20,400円 こる <u>の</u> 2,000㎡以上 1件につき	ポ未満 45, 400円	<u> </u>	81, 300 <u>1-5</u>	令 第300㎡未満の 1件につき	0条もの 9,500円	<u>2 号</u> (2) 及300㎡以 F2.01件につき	400円	\$ \$ 0	2,000㎡以上 1件につき	400円			81,300円		複合建 非住宅部分認定相当額に住宅部分認	を加算した額	のエネルギー消費性能の向上等に関	条第1項の規定による建築物エネル	上計画の認定の申請に対する審査の:	に応じ、それぞれ同項金額の欄に定め	等に関す 0分の50を乗じて得た額

		H000 mg 1000 mg 100	の熊米	年の	2,0001件につ	mi以上	5,0004,400円	with the second seco	<u>のもの</u>	5,0001件につ		<u>のもの</u> 7,900	省令第10条第	2号子(1)	(2)によるもの又 もの 200F		して得 ロ(1)によるもの 300 ㎡ 1件につ	以上2, 序 84,	000 咖 400日	<u> 幸住宅</u>	<u> </u>	ると評 2,0001件につ	<u>の用途</u>	<u>定対象</u> 5,000 6,900円	C 交付	<u>のもの</u>	1 恒 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世 1 世
る法律第	3 6条の	規定によ	る建築物	エネルギ	一消費性	能向上計	画の認定	の変更申	請に対す	る審査	備考	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3	5条第2項後段(同法第36条第2項において準用する場		る認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の	手数料は、この表又は備考第4号若しくは第5号を適用	て得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得	られた手数料の額を加算した額とする。	(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。	<u>ア</u> 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅	性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上等	に関する法律第35条第1項各号の基準に適合すると評	価(登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途	に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象	の場合に限る。)して、認定の申請の前に申請者に交付	した書面	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に

	は、 28 3,900円 1件にフ き 37	2,500円 14にフ き 53 1,600円	1件につ き 65 4,800円 1件につ き 77 き 77
<u>のもの</u> 300㎡ 未諸の もの 300㎡	以上1, 000 m 未満の もの 1,000	2,000 m, 未	
510条第 (1)及び口 るもの			
1 日 1 日 1 日 1 日 1 日			
——			
# 公			

基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次工 ネルギー消費量等級6)の写し	(3) 申請建築物及び他の建築物に係る手数料は、建築物(認定の変更申請にあつては、計画の変更に係る建築物に限	る。) ごとにそれぞれこの表に定める額の合計額とする。 (4) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費	性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積か ら住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象と	するときは、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の 面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した	手数料の額に相当する額とする。

<u>のもの</u> 25,000 1件につ 前以上き 88 のもの 2,900円 3300㎡ 1件につ	<u> </u>	000㎡ 0,300円 未満の もの	2,000 7,700円 ㎡未満 のまの	<u>2,0001件につ</u> ㎡以上き 23	5,0009,100円 ㎡未満	<u>のもの</u> 5,000 1件につ ㎡以上 き 31	10,000 2,300円 ㎡未満	<u>のもの</u> 10,0001件につ
0もの 25,000 が以上 0もの 省令第10条第 300㎡ 1号イ(2)及び口未満の	(2)によるもの							

14

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定

- 合を含む。)の規定により同法第29条第1項の規定による 認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手 数料は、この表又は備考第4号を適用して得られた手数料 の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額 を加算した額とする。
- 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。
- 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号の基準に適合すると評価(登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。)して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- 4 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に 規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に 基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エ ネルギー消費量等級6)の写し
- <u>ゥ</u>ア及びイに掲げるもののほか、これらに類するものと して市長が別に定めるもの
- (3) 申請建築物及び他の建築物に係る手数料は、建築物 (認定の変更申請にあつては、計画の変更に係る建築物に限る。) ごとにそれぞれこの表に定める額の合計額とする。
- (4) 共同住宅等又は複合建築物に係る建築物エネルギー消費 性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から住宅部分の共用部分の面積を除いた面積を除いた面積を強築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

		区分		金額	顏
				ア 適合証	1 ア以
事務の種類	◆.田 → 雪 圭	評価方	床面積	等を添付	外の場
	年初の出座	洪	の合計	して申請	√ □
				した場合	
建築物のエ	非住宅部分	省令第	300 m	1件につき	1件につき
ネルギー消		1条第	未満の	9,500円	230, 300
費性能の向		1項第もの	もの		田
上等に関す		1号1	300 m	1件につき	1件につき
る法律第4		に よる	以上1,	16,400円	283, 900
1条第1項		£0	000 m		田
の規定によ			未満の		
る建築物工			もの		
ネルギー消			1,000	1件につき	1件につき
費性能の認			m以上	27,100円	372, 500
定の申請に			2,000		田
対する審査			m半洲		
			<u></u> ወቴወ		
			2,000	1件につき	1件につき
			m以上	81,300円	531,600
			5,000		
			が未満		
			<u>ወ</u> ቴの		
			2,000	1件につき	1件につき
			m以上	128, 700	654,800
			10,000		
			w 米 服		
			のもの		

1件につ	69,900	田	1件につき	116,600	田			1件につき	198, 500	田			1件につき	284, 500	田	1件につき	33,300	田	1件につき	57,700	田			1件につき	104, 400	田	
世 4	9,500H		1件につき	20,400円				1件につき	45,400円				1件につき	81,300円		1件につき	9,500円		1件につき	20,400円				1件につき	45,400円		
300 m	米高の	もの	300 m	以上2,	000 m	未満の	£0	2,000	m以上	5,000	m半洲	のもの	5,000	m以上	のもの	300 m	未満の	もの	300 m	以上2,	000 m	未満の	もの	2,000	m以上	5,000	パ末満
省令第一个		1項第	2号イ	(1)及び	☐ (1) [C	よるも	6									省令第	1条第	1項第	2号4	(2)及び	(3) 乗の	(C □ (2)	及び(3) もの	に よる	もの		
	由 化	新																									

- 145 -

<u>のもの</u> <u>は</u> <u>は</u>
--

基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4、等級5、等級6又は等級7(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示(平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号)による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、等級5又は等級6)に適合している場合に限る。)の写し

函 超

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前になさ れた申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、千葉県知事から権限を移譲される事務の範囲に変更が生じることから、宅地造成等に関する工事の中間検査の申請手数料を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例(昭和27年松戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正 前 改正 後 (手数料の種類及び金額) 第2条 手数料の種類及びその金額は、次表のとおりとする。

種類	金額
(略)	
宅地造成等工事に関する許可の	別表第6に定
申請	める額
(略)	

種類	金額
(略)	
宅地造成等に関する工事の中間	別表第6に定
検査の申請	める額
(略)	

別表第6(第2条関係)

事務の種類	<u>金額</u>	
<u>1</u> 宅地造成	切土又は盛土をす	<u>1件につき</u>
及び特定盛	る土地の面積が500	12,000円
<u>土等規制法</u>	平方メートル以内	
(昭和36	<u>のもの</u>	
年法律第1	切土又は盛土をす	1件につき
91号)第1	る土地の面積が500	<u>21,000円</u>
2条第1項	平方メートルを超	
の規定によ	え1,000平方メート	
<u>る宅地造成</u>	ル以内のもの	
等に関する	切土又は盛土をす	<u>1件につき</u>
工事の許可	る土地の面積が1,0	31,000円
の申請に対	00平方メートルを	
<u>する審査</u>	超え2,000平方メー	
	トル以内のもの	
	切土又は盛土をす	1件につき

別表第6(第2条関係)

事務の種類	<u>金額</u>	
宅地造成及び	切土又は盛土をす	1件につき
特定盛土等規	る土地の面積が3,0	<u>3,100円</u>
制法(昭和36	00平方メートル以	
年法律第19	<u>内のもの</u>	
1号)第18条	切土又は盛土をす	1件につき
第1項の規定	る土地の面積が3,0	<u>6,200円</u>
による中間検	00平方メートルを	
査の申請に対	超え20,000平方メ	
<u>する審査</u>	<u>ートル以内のもの</u>	
	切土又は盛土をす	1件につき
	る土地の面積が20,	12,400円
	000平方メートルを	
	超え40,000平方メ	
	<u>ートル以内のもの</u>	
	切土又は盛土をす	1件につき

る土地の面積が2,047,000円
00平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
切土又は盛土をす1件につき
る土地の面積が5,067,000円
00平方メートルを
超え10,000平方メ
ートル以内のもの
る土地の面積が10,110,000円
000平方メートルを
超え20,000平方メ
ートル以内のもの
切土又は盛土をす1件につき
る土地の面積が20,170,000円
000平方メートルを
超え40,000平方メ
ートル以内のもの
切土又は盛土をす1件につき
る土地の面積が40,250,000円
000平方メートルを
超え70,000平方メ
ートル以内のもの
切土又は盛土をす1件につき
る土地の面積が70,340,000円
000平方メートルを
超え100,000平方メ
ートル以内のもの
切土又は盛土をす1件につき
る土地の面積が10420,000円
0,000平方メートル
を超えるもの
2 宅地造成変更許可申請1件につき、次に掲

る土地の面積が40,	24,900円
000平方メートルを	
超え70,000平方メ	
<u>ートル以内のもの</u>	
切土又は盛土をす	1件につき
る土地の面積が70,	43,600円
000平方メートルを	
超え100,000平方メ	
<u>ートル以内のもの</u>	
切土又は盛土をす	1件につき
る土地の面積が10	62,300円
0,000平方メートル	
<u>を超えるもの</u>	

計画の変更 許可の申請 に対する審 査

造成等に関のみに該当する場合を除く。) する工事のについては、変更前の切土又は 盛土をする土地の面積(イに規 定する変更がない場合であつ て、切土又は盛土をする土地の 縮小を伴うときにあつては、縮 小後の切土又は盛土をする土 地の面積) に応じ、前項に定め る額に10分の1を乗じて得た額 <u>イ</u> 切土又は盛土をする新たな 土地に係る宅地造成等に関す る工事の設計の変更について は、当該切土又は盛土をする新 たな土地の面積に応じ、前項に 定める額 ウ その他の変更については10, 000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(令和6年千葉県条例第42号)附則第1 項第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適 用し、同日前にこの条例による改正前の別表第6第1項に規定する審査を受けた工事に係る同表第2項 に規定する計画の変更許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 86 号

松戸市教育振興審議会条例の制定について

松戸市教育振興審議会条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提案理由

本市に教育振興基本計画等に関して調査審議する教育振興審議会を設置するため。

松戸市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市教育振興 審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に 関する事項
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会教育関係者
 - (3) 学校教育関係者
 - (4) 児童生徒の保護者
 - (5) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を 聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正前		改正後		
別	表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)		
	職名	幸促酉州	職名 報酬		
	(略)		(略)		
	松戸市文化スポーツ推進審議	(略)	松戸市文化スポーツ推進審議(略)		
	会委員		会委員		
			松戸市教育振興審議会委員 日額 8,500円		

議 案 第 87 号

松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例の制 定について

松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように 定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

増加する介護給付費等の支給申請に対応すべく、障害者介護給付費等審査会の委員数の上限を引き上げるため。

松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例

松戸市障害者介護給付費等審査会条例(平成18年松戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第2条 審査会は、委員 <u>10人</u> 以内をもって組織する。	第2条 審査会は、委員 <u>20人</u> 以内をもって組織する。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 88 号

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の制定について

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

家庭的保育事業等の速やかな実施を目的として、同事業の設備及び運営に関する基準について、市が独自に必要と認める基準を除き、府令に定める基準を 適用するため。

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年松戸市条例第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第 1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。)で使用する用語の例による。 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)
- 第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるものの ほか、府令に定める基準(附則第6条から第9条までを除く。)の例による。

(家庭的保育事業の職員)

- 第4条 家庭的保育事業を行う場所ごとの家庭的保育者及び家庭的保育補助者の総数は、保育時間中において、2人を下回ることはできない。
 - (小規模保育事業所C型の職員)
- 第5条 府令第34条第1項の規定により配置する家庭的保育者は、少なくとも1人は保育士資格を有する 者でなければならない。

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準等)

第6条 府令第43条第2号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の速やかな実施を目的として、 同事業の運営に関する基準について、府令に定める基準を適用するため。

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年松戸市条例第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条 第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。)において使用する用語の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の 例による。

(施行規定)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 90 号

松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し、必要な基準を定めるため。

松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第 1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。)で使用する用語の例による。
 - (乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)
- 第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。 附 則
 - この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 91 号

松戸市自殺対策推進会議条例の制定について

松戸市自殺対策推進会議条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

自殺対策の更なる充実を図ることを目的として、これまで松戸市健康づくり 推進会議で調査審議していた自殺対策計画の策定及び推進に関する事項につい てより専門的かつ多角的に調査審議する附属機関を新たに設置するため。

松戸市自殺対策推進会議条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市自殺対策推 進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する自殺対策計画の策定及び推進に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関する事項 (組織)
- 第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関を代表する者
 - (4) 公募市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後			
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)				
	職名	幸及酉州		職名	報酬	
	(略)			(略)		
	松戸市文化スポーツ推進審議	(略)		松戸市文化スポーツ推進審議	(略)	
	会委員			会委員		
				松戸市自殺対策推進会議委員	日額 8,500円	

議 案 第 92 号

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改 正する条例の制定について

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正を踏まえ、市が設置する専用水道の 水道技術管理者の資格要件について見直しを行うため。

松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改 正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 (松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)
- 第1条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年松戸市条例第32号)の一部 を次のように改正する。

改正前

(水道技術管理者の資格)

- る専用水道に係る法第34条第1項において準用 する法第19条第3項の規定により条例で定める 水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)によ る大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木 工学科又はこれに相当する課程において衛生工 学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業し た後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
 - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ に相当する課程において衛生工学及び水道工学 に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した 後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門 職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校 において土木科又はこれに相当する課程を修め て卒業した後(同法による専門職大学の前期課 程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校|

改正後

(水道技術管理者の資格)

- 第2条 1日最大給水量が1,000立方メートルを超え|第2条 1日最大給水量が1,000立方メートルを超え る専用水道に係る法第34条第1項において準用 する法第19条第3項の規定により条例で定める 水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)によ る大学(短期大学を除く。以下同じ。)におい て土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者

(削除)

- (2) 学校教育法による短期大学(同法による専門 職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校 において土木工学科若しくは土木科又はこれら に相当する課程を修めて卒業した後(同法によ る専門職大学の前期課程にあっては、修了した 後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校

において土木科又は<u>これ</u>に相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に 規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第 4号に規定する課程に相当する課程又は学科目 を、それぞれ当該各号に規定する学校において 修得する程度と同等以上に修得した後、第1号 に規定する課程及び学科目にあっては2年以上、 第2号に規定する課程及び学科目にあっては3 年以上、第3号に規定する課程にあっては5年以上、第4号に規定する課程にあっては7年以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者
- (7) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、第1号に規定する学校の卒業者にあっては4年以上、第3号に規定する学校の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)にあっては6年以上、第4号に規定する学校の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号、<u>第3号及び第4号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の

において<u>土木工学科若しくは</u>土木科又は<u>これら</u>に相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(削除)

(削除)

- (4) 第1号、第2号又は第3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、第1号に規定の卒業者にあっては4年以上、第2号に規定する学校の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)にあっては6年以上、第3号に規定する学校の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号、<u>第2号又は第3号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程

学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、第3号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、第4号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (9) 外国の学校において<u>第7号</u>に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、<u>第1号、第3号及び第4号</u>に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、<u>第1号に規定する学校にあっては4年以上、第3号に規定する学校にあっては6年以上、第4号に規定する学校にあっては8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 外国の学校において第8号に規定する学科目に相当する学科目を、第1号、第3号及び第4号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、第1号に規定する学校にあっては5年以上、第3号に規定する学校にあっては7年以上、第4号に規定する学校にあっては7年以上、第4号に規定する学校にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)~(13) (略)

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である 専用水道に係る法第34条第1項において準用す る法第19条第3項の規定により条例で定める水 道技術管理者の資格は、前項の規定を準用する。 この場合において、同項第1号から第12号まで の規定による水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有しなければならない期間は、当該各号 に定める年数の2分の1の年数以上(当該各号に定 める年数が1年以上、3年以上、5年以上、7年以上 又は9年以上の場合にあっては、それぞれ6月以上、 を修めて卒業した(当該<u>課程</u>を修めて学校教育法に<u>よる</u>専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、<u>第2号</u>に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、<u>第3号</u>に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 外国の学校において<u>第1号から第5号まで</u>に 規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程を、第1号、第2</u> 号又は第3号に規定する学校において修得する 程度と同等以上に修得した後、<u>それぞれ当該各</u> 号に規定する最低経験年数以上</u>水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者

(削除)

(7)~(9) (略)

- (10) 建設業法施行令(昭和31年政令273号) 第37条第1項及び第2項の規定による土木施 工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
- 2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道に係る法第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、前項の規定を準用する。この場合において、同項第1号から第10号までの規定による水道に関する技術上の実務に従事した経験を有しなければならない期間は、当該各号に定める年数の2分の1の年数以上(当該各号に定める年数が1年以上、3年以上、5年以上、7年以上又は9年以上の場合にあっては、それぞれ6月以上、

1年6月以上、2年6月以上、3年6月以上又は4年6月以上)とする。

1年6月以上、2年6月以上、3年6月以上又は4年6月以上)とする。

(松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例(平成31年松戸市条例第14号)を次のように改正する。

改正前

改正後

附則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものに対する、第1条の規定による改正後の松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第2条第1項第11号及び第3条の規定による改正後の松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(略)

(経過措置)

附 則

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和5 8年法律第25号)第4条第1項の規定による第 二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格し た者であって、選択科目として水道環境を選択し たものに対する、<u>松戸市専用水道の水道技術管理</u> 者の資格を定める条例第2条第1項第7号及び第 3条の規定による改正後の松戸市水道事業の布設 工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3 条第7号の規定の適用については、同法第4条第 1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門 に係るものに合格した者であって、選択科目とし て上下水道及び工業用水道を選択したものとみな す。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 93 号

松戸市道路照明灯再 L E D化事業プロポーザル選考委員会条例の 制定について

松戸市道路照明灯再 L E D化事業プロポーザル選考委員会条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市道路照明灯再LED化事業に係る契約の相手方を選定するに当たり、 市長の附属機関を設置するため。

松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市道路照明 灯再LED化事業プロポーザル選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、松戸市道路照明灯再 L E D化事業の事業者を選定するためのプロポーザルに関し、市 長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) 評価方法及び評価基準に関する事項
 - (2) 提案及び評価に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 本市の職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 (仟期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者が選定される日までの期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を 聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次

のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

00円

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸駅西口地下駐車場の健全な事業運営を図ることを目的として、同駐車場の駐車料金を引き上げるため。

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市駐車場条例(昭和60年松戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(4) 改止後	(4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。								
	改正前						改正後	Š	
別表第2(第	別表第2(第5条関係)		別	表第2(第	5条関]係)			
駐車場名	時	間の区分	駐車料金		駐車場名	時	間の区分		駐車料金
松戸駅西口	普通	午前8時	(1) 二輪自動車以		松戸駅西口	普通	午前8時	(1)	二輪自動車以
地下駐車場	-	から午後	外の自動車		地下駐車場		から午後	外	の自動車
		11時ま	最初の30分ま				11時ま		最初の30分ま
		で	で <u>150円</u>				で	で	200円
			以後30分増す						以後30分増す
			までごとに <u>150円</u>					ま	でごとに <u>200円</u>
			(夜間料金を納					(夜間料金を納
			付すべき者が翌					付	すべき者が翌
			日午前8時30					日	午前8時30
			分以降出庫する					分	·以降出庫する
			場合においては、					場	合においては、
			夜間料金に30分					夜	間料金に30分
			増すまでごとに <u>1</u>					増	すまでごとに2
			<u>50円</u>)を加算す					00	<u>)円</u>)を加算す
			る。ただし、1日					る	。ただし、1日
			当たり2,000円を					当	たり2,000円を
			上限とする。					上	限とする。
			(2) (略)					(2)	(略)
	(略)				(略))		
(略)					(略)	•			
備考(略	(-)				備考(略))			
	,				WI 2 (- H.	,			
別表第3(第	6条	関係)		別	表第3(第	6条関]係)		
区分		種類	料金		区分		種類		料金

回数駐車券	150円券 22枚	3,000円	回数馬	主車券 20	00円券	22枚	4,000円
	綴			綴	ł		
(略)			(略)	·			
備考(略)			備考	(略)			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の普通料金から適用し、同日前の普通料金については、なお従前の例による。

議 案 第 95 号

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改 正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(松戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年松戸市条例第38号)の一部を次のように 改正する。

¬ _	_	~~
ᄺ		
1 . V	- 11	日川

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法|第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2の8 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得な ければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償

額が1万円以上である場合とする。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(昭和22年法律第67号) 第243条の2の9 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得な ければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償 額が1万円以上である場合とする。

(松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年松戸市条例第19号)の一部を次のように改 正する。

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(昭和22年法律第67号)第243条の2の8 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について、議会の同意を得な ければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償 額が1万円以上である場合とする。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法|第7条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2の9 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について、議会の同意を得な ければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償 額が1万円以上である場合とする。

(松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市病院事業の設置等に関する条例(昭和43年松戸市条例第18号)の一部を次のように改 正する。

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法 第9条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の8 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得なけ ればならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が1万円以上である場合とする。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(昭和22年法律第67号) 第243条の2の9 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得なけ ればならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額 が1万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規 定の施行の日から施行する。

松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

下水道指定工事店における排水設備工事責任技術者の専属要件を廃止するとともに、下水道指定工事店の登録に係る申請手数料の見直し等をするため。

松戸市下水道条例の一部を改正する条例

松戸市下水道条例(昭和56年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(4) 以止後部分のか仔仕9るとさは、自該以上後部	יין ביוויר סי
改正前	改正後
(排水設備等の工事の施行)	(指定工事店の指定)
第8条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定	第8条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定
を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなけ	を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなけ
れば、行つてはならない。	れば、行つてはならない。
	2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての
	指定を受けた日から5年以内のうち市長が認める
	<u>期間とする。</u>
	3 前項の有効期間の満了に際し、引き続き指定工
	事店としての指定を受けようとするときは、指定
	<u>の更新を受けなければならない。</u>
(指定の申請)	(指定の申請)
第8条の2 (略)	第8条の2 (略)
2 市長は、前項の申請があつた場合において、当	2 市長は、前項の申請があつた場合において、当
該申請をした者が規則で定める基準に適合すると	
認めるときは、 <u>前条</u> の指定を行う。 	認めるときは、 <u>前条第1項</u> の指定を行う。
(指定の更新)	(指定の更新)
第8条の3 第8条の指定は、5年ごとにその更新を	第8条の3 第8条第3項の指定の更新を受けよう
受けなければ、その期間の経過によつて、その効	
<u>力を失う。</u>	<u>市長に申請しなければならない。</u>
2~4 (略)	2~4 (略)
(指定工事店の責務及び遵守事項)	(指定工事店の責務及び遵守事項)
第8条の4 (略)	第8条の4 (略)

2 指定工事店は、その営業所ごとに、排水設備工 事責任技術者を専属させなければならない。

(指定の取消し等)

れかに該当する場合においては、当該指定工事店 に係る第8条の指定を取り消し、又は期間を定め てその指定の効力を停止することができる。

(1)~(5) (略)

(公告)

- 第8条の7 市長は、次の各号に掲げる場合には、 その旨を公告しなければならない。
 - (1) 第8条の指定をしたとき。

(2) · (3) (略)

(手数料)

- 当該申込者から手数料を徴収する。
 - (1) 松戸市下水道指定工事店新規登録申請手数料 5,000円
 - (2) 松戸市下水道指定工事店更新登録申請手数料 3,000円

2・3 (略)

(罰則)

- 円以下の過料に処する。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 第8条の規定に違反して、排水設備等の工事 を施行した者

(4)~(9) (略)

(削除)

(指定の取消し等)

第8条の6 市長は、指定工事店が次の各号のいず 第8条の6 市長は、指定工事店が次の各号のいず れかに該当する場合においては、当該指定工事店 に係る第8条第1項の指定を取り消し、又は期間 を定めてその指定の効力を停止することができ る。

(1)~(5) (略)

(公告)

- 第8条の7 市長は、次の各号に掲げる場合には、 その旨を公告しなければならない。
 - (1) 第8条第1項の指定をしたとき。
 - (2) · (3) (略)

(手数料)

- 第23条 市長は、次の各号に定めるところにより、「第23条 市長は、次の各号に定めるところにより、 当該申込者から手数料を徴収する。
 - (1) 松戸市下水道指定工事店新規登録申請手数料 10,000円
 - (2) 松戸市下水道指定工事店更新登録申請手数料 5,000円
 - (3) 松戸市下水道指定工事店証再交付申請手数料 1,000円

2 · 3 (略)

(罰則)

- 第30条 次の各号に掲げる者に対しては、50,000 第30条 次の各号に掲げる者に対しては、50,000 円以下の過料に処する。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 第8条第1項の規定に違反して、排水設備等 の工事を施行した者

(4)~(9) (略)

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項の規定は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第23条第1項の規定は、令和7年7月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 97 号

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定 について

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、退職報償金支給額の勤務年数区分を見直すため。

松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年松戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(4) 以正後即刀のの行江することは、当該以正後日				רלין	て加べる。			
改正前		改正後						
別表		別表						
退職報償金支給額表(第2条関係)		退職報償金支給額表(第2条関係)						
(単位 円)		(単位 円)						
	勤系	务年数					勤務年数	Ż
階級	(略)	30年以上			階級	(略)	30年以上	35年以上
		30千以工					35年未満	33千久工
団長	(略)	979,000			団長	(略)	979,000	<u>1, 079, 000</u>
副団長		909,000			副団長		909,000	<u>1,009,000</u>
分団長		849,000			分団長		849,000	<u>949, 000</u>
副分団長		809,000			副分団長		809,000	<u>909, 000</u>
部長及び班長	:	734, 000			部長及び班長		734, 000	<u>834, 000</u>
団員		689,000			団員		689,000	<u>789, 000</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、 同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

議 案 第 98 号

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、各種手当の支給要件の見直し等をするため。

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸市条例第6号)の一部を次の ように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

() SELICITION OF CONTRACTOR OF CONTRACTOR						
改正前	改正後					
(扶養手当)	(扶養手当)					
fr = 62 (mb)						

|第5条 (略)

- に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受け ているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同 様の事情にある者を含む。)

(2)~(6) (略)

(管理職員特別勤務手当)

- 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の 規定により管理職手当を支給される職員(次項に おいて「管理職員」という。) 又は松戸市一般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成23年松戸市条例第2号) 第2条第1項の 規定により任期を定めて採用された職員(以下「特 定任期付職員」という。)が、臨時又は緊急の必 要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務 時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次 項において「週休日等」という。) において勤務 した場合に支給する。
- 手当は、管理職員又は特定任期付職員が災害への 対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等 以外の日の午前0時から午前5時までの間であつ

|第5条 (略)

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他|2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他 に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受け ているものを扶養親族とする。

(削除)

 $(1)\sim(5)$ (略)

(管理職員特別勤務手当)

- 規定により管理職手当を支給される職員(次項に おいて「管理職員」という。) 又は松戸市一般職 の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成23年松戸市条例第2号) 第2条第1項の 規定により任期を定めて採用された職員(以下「特 定任期付職員」という。)が、臨時又は緊急の必 要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務 時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(次 項において「週休日等」という。)において勤務 をした場合に支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務 手当は、管理職員又は特定任期付職員が災害への 対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10 時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含ま

て正規の勤務時間以外の時間において勤務した場 合に支給する。

れる時間を除く。) であつて正規の勤務時間以外 の時間において勤務をした場合に支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第14条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任 (削除) 期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認め られる職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間 勤務職員についての適用除外)

は、地方公務員法第22条の4第1項の規定によ り採用された職員及び松戸市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定 により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外)

9条から第11条まで及び第14条の規定は、特 定任期付職員には適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間 勤務職員についての適用除外)

- 第19条 第5条、第6条の2及び第15条の規定 第19条 第5条及び第15条の規定は、地方公務 員法第22条の4第1項の規定により採用された 職員には適用しない。
 - 2 第5条、第6条の2及び第15条の規定は、松 戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例第4条の規定により採用された職員に は適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外)

第20条 第4条から第5条まで、第6条の2、第1第20条 第4条から第5条まで、第6条の2及び 第9条から第11条までの規定は、特定任期付職 員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第5条の規定の 適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
 - 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

議 案 第 9 9 号

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道 技術管理者の資格について見直しを行うため。

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改 正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 (松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)
- 第1条 松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成24年松戸市条例第4 4号)の一部を次のように改正する。

改正前

(布設工事監督者の資格)

- 第3条 法第12条第2項(法第31条において準)第3条 法第12条第2項(法第31条において準 用する場合を除く。)の規定により条例で定める 布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)によ る大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木 工学科又はこれに相当する課程において衛生工 学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業し た後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
 - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ に相当する課程において衛生工学及び水道工学 に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した 後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門 職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校 において土木科又はこれに相当する課程を修め て卒業した後(同法による専門職大学の前期課 程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後

(布設工事監督者の資格)

- 用する場合を除く。)の規定により条例で定める 布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)によ る大学(短期大学を除く。以下同じ。)におい て土木工学科又はこれに相当する課程を修めて 卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、 道路又は河川(以下この条において「水道等」 という。) に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (2) 学校教育法による大学において機械工学科若 しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を 修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有す <u>る者に限る。)</u>
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門 職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校 <u>(次号において「短期大学等」とい</u>う。)にお いて土木科又はこれに相当する課程を修めて卒 業した後(同法による専門職大学の前期課程に あっては、修了した後。次号において同じ。)、

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 外国の学校において第1号<u>若しくは第2号に</u> 規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第 4号に規定する課程に相当する課程又は学科目 を、それぞれ当該各号に規定する学校において 修得する程度と同等以上に修得した後、それぞ れ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技</u>術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校 (次号において「高等学校等」という。) において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあっては2年以上、第2号の規定による卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 外国の学校において第1号から第6号までに 規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該 各号に規定する学校において修得する程度と同 等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定 する最低経験年数以上水道等に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該</u> 各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1

- (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条 第1項の規定による第2次試験のうち上下水道 部門に合格した者(選択科目として上水道及び 工業用水道を選択した者に限る。) であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経 験を有するもの
- (8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

- 条第1項において準用する場合を除く。)の規定 により条例で定める水道技術管理者の資格は、次 のとおりとする。
 - (1) 前条(第8号を除く。) に規定する布設工事 監督者に必要な資格を有する者

- 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者に限る。)
- (9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条 第1項の規定による第2次試験のうち上下水道 部門に合格した者(選択科目として上水道及び 工業用水道を選択した者に限る。)であって、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事 に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者に限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) 第37条第1項及び第2項の規定による土木施 工管理に係る1級の技術検定に合格した者であ って、3年以上水道等に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者(1年6月以上水道に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項(法第31条及び第34)第4条 法第19条第3項(法第31条及び第34 条第1項において準用する場合を除く。) の規定 により条例で定める水道技術管理者の資格は、次 のとおりとする。
 - (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学 校において土木工学科若しくは土木科又はこれ らに相当する課程を修めて卒業した後(専門職 大学前期課程にあっては、修了した後)、同条 第1号に規定する学校を卒業した者については 3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した 者(専門職大学前期課程にあっては、修了した 者)については5年以上、同条第5号に規定する 学校を卒業した者については7年以上水道に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)にあっては6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において第2号に規定する学科目 又は前号に規定する学科目に相当する学科目 を、それぞれ当該各号に規定する学校において 修得する程度と同等以上に修得した後、それぞ れ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

- (2) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する<u>学校を卒業した者については</u>5年以上、同条第3号に規定する<u>学校を卒業した者</u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第5号に規定する<u>学校を卒業した者については</u>9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5)・(6) (略)
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験をする者

(8) 建設業法施行令(昭和31年政令273号) 第37条第1項及び第2項の規定による土木施 工管理に係る1級の技術検定に合格した者であ って、3年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者

(松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例(平成31年松戸

市条例第14号)を次のように改正する。	
改正前	改正後
附則	附則
1 (略)	1 (略)
(経過措置)	(経過措置)
	2 この名別の歩行並に伝われたサポーン (四年に

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和5|2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和5 8年法律第25号)第4条第1項の規定による第 二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格し た者であって、選択科目として水道環境を選択し たものに対する、第1条の規定による改正後の松 戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条 例第2条第1項第11号及び第3条の規定による 改正後の松戸市水道事業の布設工事監督者及び水 道技術管理者に関する条例第3条第7号の規定の 適用については、同法第4条第1項の規定による 第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格 した者であって、選択科目として上下水道及び工 業用水道を選択したものとみなす。

8年法律第25号) 第4条第1項の規定による第 二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格し た者であって、選択科目として水道環境を選択し たものに対する、第1条の規定による改正後の松 戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条 例第2条第1項第11号及び松戸市水道事業の布 設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第 3条第9号及び第4条第7号の規定の適用につい ては、同法第4条第1項の規定による第二次試験 のうち上下水道部門に係るものに合格した者であ って、選択科目として上下水道及び工業用水道を 選択したものとみなす。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 100 号

契約の変更について

令和5年松戸市議会6月定例会議案第9号をもって議決された日暮こ線道路 橋補修工事の契約について、次のとおり変更する。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

契約金額

変更前の契約金額 271,483,000 円
 変更後の契約金額 236,249,979 円

3 変更による減額分 35,233,021円

提 案 理 由

工事完了に伴う費用の精算により、契約金額を減額するため。

議案第100号参考資料

- 1 工事名
 - 日暮こ線道路橋補修工事
- 2 工事場所

松戸市日暮三丁目1番地先日暮こ線道路橋

- 3 工事概要
 - (1) 橋 長 15.5m
 - (2) 幅 員 12.8m
 - (3) 面 積 198.4 ㎡
 - (4) 橋 種 コンクリート橋
 - (5) 工事内容 ひび割れ補修工、断面修復工、剥落防止工 ほか
- 4 契約の相手方

千葉県千葉市中央区弁天二丁目23番3号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員千葉支社長 土 澤 壇

5 契約期間

令和5年6月30日から令和7年3月31日まで